

— 目次 —

- 平成 29 年 3 月の税務
- 育児・介護休業法の改正

いつもお世話になっております。
春の陽気が待ち遠しい今日この頃、いかがお過ごしですか。
それでは、今月の【Abeam 通信】をお届けします。

平成 29 年 3 月の税務

3/10

- 2 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

3/15

- 前年分所得税の確定申告
- 所得税確定損失申告書の提出
- 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- 確定申告税額の延納の届出書の提出
- 個人の青色申告の承認申請
- 前年分贈与税の申告
- 国外財産調書の提出
- 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告

3/31

- 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
- 1 月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 1 月、4 月、7 月、10 月決算法人及び個人事業者(前年 12 月分)の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者(前年 12 月分及び当年 1 月分)の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 7 月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が 400 万円超の 4 月、7 月、10 月決算法人の 3 月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が 4,800 万円超の 12 月、1 月決算法人を除く法人の 1 月ごとの中間申告(11 月決算法人は 2 ヶ月分)<消費税・地方消費税>

株式会社 アビームマネジメント
税理士法人アビームマネジメント

〒980-0014
仙台市青葉区本町 1-12-7-3F

TEL : 022-225-5090
FAX : 022-225-5091

E-MAIL :
info@abeam-m.co.jp

<税務/会計ピックアップ>

育児・介護休業法の改正

◆平成 29 年 1 月より改正 介護休業法

育児・介護休業法の改正のうち、ここでは介護休業法の改正について説明します。

介護休業法とは対象労働者の要介護状態（負傷、疾病等で2週間以上の期間、常時介護を必要とする状態）の家族の世話をする為の休業です。対象範囲は配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫です。祖父母、兄弟姉妹、孫については今回の改正で同居・扶養要件が外されました。

◆改正のポイント

- ①介護休業は対象家族1人につき通算93日までを原則1回に限り取得⇒改正では、対象家族1人につき通算93日までを3回を上限として分割取得する事ができるようになりました。
- ②介護休暇は1日単位での取得⇒改正では半日単位（所定労働時間の2分の1）での取得が可能になりました。
(介護休暇とは、対象家族の介護を行う労働者は1年に5日、対象家族が複数いる場合は10日まで休暇を取得できる)
- ③介護の為の所定労働時間の短縮措置(選択的措置)は介護休業と通算して93日の範囲内で取得⇒改定では介護休業とは別に利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能になりました。
- ④介護の為の所定労働時間の制限(残業の免除)は対象家族1人につき介護終了までの期間について利用出来る事となりました。
- ⑤介護休業取得者への不利益取り扱い禁止
に加えて嫌がらせ防止義務ができました。

◆仕事と介護の両立には その対策

今回の介護休業法の改正は育児・介護休業法ができてから20年余りたち、ほとんど改正をしていなかった介護休業法の内容を大幅に見直し現状に即した内容に改定し、年間10万人と言われる介護離職者を防止するための措置を考えています。仕事と介護の両立は個人的な問題でもありますが日本全体の課題と言えます。今後介護に直面した従業員が出てきても仕事と両立しながら社内の仕事が回るよう考えて行く必要があるでしょう。現状を把握した上で相談できる態勢を敷き、介護休業制度や自治体のサービス等周知に努める事が必要でしょう。柔軟な働き方が可能となる社内制度は、社員研修等で従業員皆で話し合って討議を進めるのが良いでしょう。

◆◆ あとがき ◆◆

昨今、少子化対策やワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）という考え方の下、国をあげて育児を支援していこうという動きがあります。一方で、中小企業や収益がひっ迫している企業にとっては「それどころではない」という意見もよく聞かれます。

今回の法改正は、中小企業については猶予期間が設けられていますが、いずれ対象となると考えられます。制度に対する異論の有無は別として、ルールはルールとして施工されるので、早めの準備・対応をしていきたいものです。